

第十七号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区条例第十二号の一部を次のように改正する。
 別表第二東京都市計画画瑞江駅北部地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

東京都市計画画瑞江駅北部地区地区整備計画区域		沿道街区	住居街区	共同化促進街区
	旅館業法第二条に定める旅館業で、青少年の健全な育成を損なうおそれのある営業を行う施設	(一) 旅館又はホテル (二) 風営法第二条第一項第七号及び第八号に規定するもの (三) カラオケボックスその他これに類するもの (四) 倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が百五十㎡を超える建築物	(五) 貨物集配所 (六) 店舗、飲食店又は事務所で、当該用途が千五百㎡を超える建築物 (七) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	ただし、(四)、(五)及び(七)については、地区計画区域外周道路(区画道路五四号及び五五号は除く。)と区画道路二号に接する敷地は除く。
十分の三				
十分の十				
十分の六				
五百㎡	九十㎡			
二百㎡				
				建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は一・五m以上とし、隣地境界線までの距離は一・〇m以上とする
二十五㎡	軒の高さは、十三mとする。ただし、次に掲げるものは除く。 敷地内に日常一般に公開された空地(敷地面積の十分の一以上)を有し、かつ、敷地面積が三百㎡以上の敷地			

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

を
加
え
る
必
要
が
あ
る
の
で
、
本
案
を
提
出
い
た
し
ま
す
。
東
京
都
市
計
画
瑞
江
駅
北
部
地
区
地
区
整
備
計
画
区
域
の
計
画
街
区
に
、
共
同
化
促
進
街
区